

○和光市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要綱

平成23年2月1日

議会告示第1号

改正 平成24年5月31日議会告示第1号

平成24年12月19日議会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第10号）第8条第2項の規定に基づき、和光市政務活動費収支報告書及び会計帳簿等（以下「報告書等」という。）の閲覧及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議長は、報告書等（和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第7条各号に該当する情報を除く。以下同じ。）を請求に応じて閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、政務活動費収支報告書を複写したものを、和光市議会ホームページ、行政資料コーナー及び和光市図書館にて公表するものとする。

(閲覧等の開始)

第3条 報告書等の閲覧は、当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 政務活動費収支報告書を複写したものの公表は、当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を経過した日から行う。

(閲覧場所等)

第4条 報告書等の閲覧場所は、和光市議会図書室管理規程（昭和50年議会規程第3号）に規定する和光市議会図書室とする。ただし、議長がこれにより難いと認める場合は、議長が指定する場所とすることができる。

2 報告書等の閲覧時間は、和光市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧手続)

第5条 報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、政務活動費収支報告書及び会計帳簿等閲覧受付簿（別紙様式）に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 報告書等の閲覧については、報告書等を複写したもの（以下「複写版」という。）をもって行う。

（閲覧者の遵守事項）

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 複写版は、第4条第1項に規定する場所以外に持ち出してはならない。
- （2） 複写版は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- （3） その他議長が禁止する行為をしてはならない。

（閲覧の中止又は禁止）

第7条 議長は、閲覧者が前条の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年議会告示第4号）

（施行期日）

1 この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定による政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の政務活動費の収支報告書等の閲覧等についての規定は、第2条の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月分以後の政務活動費の収支報告書等の閲覧等について適用し、施行日の属する月の前の月分までの政務調査費の収支報告書等の閲覧等については、なお従前の例による。

別紙様式（第5条関係）

政務活動費収支報告書及び会計帳簿等閲覧受付簿

年 月 日

住 所

氏 名（代表者）

閲覧をしようとする収支報告書等

単年度【 年度分】 複数年度【 ～ 年度分】

閲覧の範囲

すべて

一 部 [ ]

注1 のいずれかにレを付けてください。

2 一部を閲覧する場合は [ ]に議員名を記入してください。